

作成日 2022 年 8 月 24 日  
(最終更新日 2022 年 8 月 24 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-628

課題名：溺死における死後 CT 画像上の Wydler 徴候に関する研究

### 1. 研究の対象

法医解剖が施行され、かつ死後 CT 撮影が施行された法医解剖例の中で、溺死診断されたご遺体（死後の変化によりご遺体の損壊が進んだ症例は除外します）

### 2. 研究期間

研究期間：2022 年 10 月（倫理委員会承認後）～2025 年 3 月

### 3. 研究目的

Wydler 徴候とは溺死体において、採取した胃内容を静置すると、下層に食物塊などの有形物、中層に溺水、上層に泡沫、が別れて観察されるというものです。われわれは法医解剖前にご遺体の情報収集のため死後 CT 撮影を行っていますが、溺死以外のケースでも胃内に泡沫所見がみられることがあります。そこで本研究では、死後 CT 画像上で胃内に泡沫が認められた場合、溺死診断の根拠として信頼性の高いものかどうか、を統計学的に検証しようというものです。

### 4. 研究方法

これまで法医学分野で行われた解剖例から溺死と診断された例（溺死群）を抽出します。同時に溺死以外で死亡した例（非溺死群）も抽出します。両者の解剖記録ならびに Ai 画像から、胃内に泡沫が観察されるもの、されないものを分けます。前者では更に泡沫のパターン、分布を細かく解析します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

死後 CT 画像と解剖所見資料を用いた研究です。ご遺体の試料（血液や組織）は使用しません。

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

運営費交付金・受託事業を使用

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院 医学系研究科、画像解析学分野

研究責任者 臼井章仁、022-717-7941

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合